

松山地方裁判所及び管内の支部

●申立書提出先一覧

住所等	申立先	所在地	備考
松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、喜多郡内子町のうち小田支所の所管区域	松山地方裁判所（本庁）	〒790-8539 松山市一番町3-3-8	
大洲市、喜多郡内子町（小田支所の所管区域を除く）、八幡浜市、西予市のうち三瓶総合支所の所管区域、西宇和郡伊方町	松山地方裁判所大洲支部	〒795-0012 大洲市大洲845	執行事件は次のとおり 不動産競売：松山地裁本庁 その他：大洲支部
今治市（宮窪町四阪島を除く）、越智郡上島町	松山地方裁判所今治支部	794-8508 今治市常盤町4-5-3	執行事件は次のとおり 不動産競売：松山地裁本庁 その他：今治支部
西条市、新居浜市、今治市宮窪町四阪島、四国中央市	松山地方裁判所西条支部	793-0023 西条市明屋敷165	執行事件は次のとおり 不動産競売：松山地裁本庁 その他：西条支部
宇和島市、西予市（三瓶総合支所の所管区域を除く）、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町	松山地方裁判所宇和島支部	798-0033 宇和島市鶴島町8-16	執行事件は次のとおり 不動産競売：松山地裁本庁 その他：宇和島支部

※行政事件は、本庁のみで取り扱っており、支部では取り扱っていません。

※労働審判については、本庁に申立書を提出する必要があります。

※執行事件の申立書提出先は備考欄も確認ください。